

名古屋港管理組合公報

令和5年7月14日
(金曜日)
第90号

目次

監査公表

○措置通知の公表	1
○名古屋港審議会委員の任免	2

監査公表

監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定及び名古屋港管理組合監査委員監査基準によりその内容を公表する。

令和5年7月14日

名古屋港管理組合監査委員 今井隆喜
同 前田真
同 山本正雄

令和5年監査公表第1号分

監査結果	措置
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 在勤地出張旅費及び超過勤務手当の過支給があった。庶務事務システムによる申請が適正に行われるよう周知徹底されたい。</p> <p>ア) 在勤地出張旅費の過支給 該当箇所 総務部、建設部</p> <p>イ) 超過勤務手当の過支給 該当箇所 建設部</p> <p>イ 非常参集用タクシーチケットの管理について、整理簿上の数量と実数が合わないものがあり、調査の結果、タクシーチケットの紛失が判明した。定期的に現物を確認し、整理簿との突合せを行うなど、適正に管理されたい。 該当箇所 建設部</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア) 総務部 過支給については、令和5年2月1日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、前例のない事例については、申請前に給与係に確認する等、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部 過支給については、令和5年2月1日及び令和5年2月6日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、複数職員による確認を徹底し、適正額を支給することとする。</p> <p>イ) 建設部 過支給については、令和5年3月20日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、所属職員に関係規程等の周知を図るとともに、承認時のみならず、承認後の再確認も怠らぬようにして正確を期していくものである。</p> <p>イ 建設部 非常参集用タクシーチケットの管理については、令和5年2月28日に更正の措置を講じた。 今後の防止改善策として、整理簿と現物の定期的な数量確認を徹底するものとし、適正な管理に期していくものである。</p>

令和5年 監査公表第2号分
(公益社団法人名古屋清港会)

監 査 結 果	措 置
<p>1 公益社団法人名古屋清港会分 注意事項 現金については、公益社団法人名古屋清港会会計処理規程第22条において、現金は、毎日の出納閉鎖後残高を、関係帳簿と照合してその正確を期さなければならないと定められている。 一方、現状は、毎月末の残高を月初に帳簿と照合する運用となっている。現金出納の機会が少ないため、このような運用となっているものと思われるが、現金の予期せぬ増減が発生した場合は適時に把握できず、原因の究明ができなくなるおそれもあるため、規定どおり改善されたい。</p>	<p>1 公益社団法人名古屋清港会分 注意事項 改めて、規程の内容を確認するとともに、今後は規定に沿った事務の執行を行う。</p>

(新舞子ボートパーク運営共同企業体)

監 査 結 果	措 置
<p>1 新舞子ボートパーク運営共同企業体分 注意事項 常勤者の給与にかかる法定福利費が給与勘定に計上されているが、法定福利費勘定が別途設定されているので、常勤者の給与にかかる法定福利費は、法定福利費勘定に計上されたい。</p>	<p>1 新舞子ボートパーク運営共同企業体分 注意事項 今後は、給与にかかる法定福利費は法定福利費勘定に計上するよう対応します。</p>

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

水野 達也 (5月9日)
金田 学 (5月9日)
吹上 康代 (5月9日)
杉浦 毅 (5月9日)
伊藤 勝人 (6月9日)
うかい 春美 (6月9日)
小鹿 邦博 (6月9日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

川村 正人 (6月6日)
坂田 一 亮 (6月6日)
坂本 敏彦 (6月6日)
小野 有司 (6月6日)
中田 ちづこ (6月20日)
山下 智也 (6月20日)
高尾 幸徳 (6月20日)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合